

## TrywarpBB サービス約款

### 総則

#### 第1条 約款の適用

株式会社トライワープ(以下、「当社」といいます)は、TrywarpBB(以下、「本サービス」といいます)を提供するにあたり、本サービス契約約款(以下、「約款」といいます)を定めます。

2、本約款はサービスを利用する場合についての一切の關係に適用されます。

3、利用者が本サービスを利用するにあたり、本約款および各サービスの提供条件等に同意するものとします。

#### 第2条 約款の変更

当社はこの約款を変更することがあります。その場合は変更内容を事前に契約者へ通知し、約款の変更によるサービス料金その他の提供条件は、変更後の約款が適用されます。

#### 第3条 契約の成立

本サービスの利用希望者が本約款に同意した上で、当社の定める手続に従い本サービスの利用契約申し込みをしたのち、当該申込者を契約者として当社が登録した時点をもって成立するものとします。

2、当社は、TrywarpBB サービス契約が成立後、契約内容の記載された書面(電子メールを含み、以下「書面」という)を契約者に送付します。

3、サービス開始日は当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を書面にて契約者に通知します。

4、本約款の他に、個々のコンテンツサービス毎に定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

#### 第4条 契約の単位

当社は1種類または1回線ごとに1つのサービス契約を締結します。

#### 第5条 契約期間および利用料金の支払

##### (1)月々払いの場合

本契約の有効期限は、本契約締結日から翌月末日までとします。。また、契約満了期間の1か月前までに、当社または利用者から契約を更新しない旨を申し出ない限り、引き続き満了日の翌日から1か月を単位として同一の条件で契約更新を繰り返します。料金の支払い期限は、当該月の前月末日までとします。ただし、契約締結月の料金は発生しないものとします。

##### (2)年一括払いの場合

本契約の有効期限は、本契約締結日から1年後の月末日までとします。また、契約満了期間の1か月前までに、当社または利用者から契約を更新しない旨を申し出ない限り、引き続き満了日の翌日から1年を単位として同一の条件で契約更新を繰り返します。料金の支払い期限は、当該年の前年末日までとします。ただし、契約締結月の料金は発生しないものとします。契約期間内の解約による、返金を行わないものとします。

#### 第6条 契約の解除

当社は、利用者が次に該当する場合にはいつにて、何らの催告なく、ただちに本契約の全部または一部を解除することがあります。

(1)第三者からの差し押さえ、仮差押えもしくは仮処分を受け、または受けることが明白であるとき

(2)破産、会社更生または民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき

(3)本サービスの利用料金の支払いが滞りサービス停止状態が続き、解消しないとき

(4)反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき

(5)第19条に違反したとき

(6)前号に掲げるもののほか、本契約の円滑な履行が著しく困難になったとき

#### 第7条 利用者からの解除

本サービス利用者が解約を申し出る場合は、当社指定の方法によりその旨を当社に通知するものとし解約日はその通知日の属する月の翌月末となります。ただし申込月に限り、その月末の前日までに解約を申し出た場合、解約日はその月末とします。

#### 第8条 契約の譲渡

本契約に基づく権利義務を他に譲渡、転貸または担保として提供することを禁止します。

#### 第9条 変更通知

利用者は、当社に通知した情報(契約者、住所、電話番号、商号、メールアドレス等)に変更がある場合は、事前に当社所定の変更手続きを行うものとします。

2、利用者が前各項の届け出が遅延したことにより、本サービスを利用できない等の不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 10 条 制限

本サービスを利用するユーザー数が許容量を超え、円滑なサービス運用が困難であると当社が判断した場合、新規契約について制限を行うことがあります。

#### 第 11 条 利用料金

本サービスの利用料金は、別紙料金表に定めます。

#### 第 12 条 料金の支払い義務

利用者は料金表に従い本サービスの利用料金を支払うものとします。

2、利用者の責めにより本サービスを利用できない事態が生じた場合においてもその期間中の利用料金を支払うものとします。また本サービスの利用料金の日割りはありません

#### 第 13 条 延滞利息

当社は、利用者がサービス利用料金その他の債務について支払期日経過後も支払がない場合、支払期日の翌日から支払済に至るまで、年14.5%の割合で計算した金額を遅延利息として請求できるものとします。

#### 第 14 条 サービス品質

当社が提供する本サービスの品質は、キャリアのIP接続サービスの品質に準じます。

#### 第 15 条 提供地域の閉鎖

本サービスの提供地域を閉鎖する場合、当社は利用者に対し1週間前までに書面、電子メールまたは当社ホームページによる通知を行うこととし、当社は利用者に対し提供地域閉鎖に伴う一切の責任を負わないものとします。また、NTT 東日本、NTT 西日本(以下、「NTT東西」という)が、提供する地域IPサービス「フレッツ」「NGN」に対応した本サービスについては、NTT東西及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ(以下、「NTTPC」という)の都合により提供地域が閉鎖される場合は、同3社からの通知に当社、利用者ともに従うものとします。

#### 第 16 条 情報開示

NTT東西の責任範囲における障害およびメンテナンス情報について、利用者はNTT東西の用意する媒体上の発出情報を参照することとし、当社は同情報の提示を行いません。

#### 第 17 条 サービスの仕様変更

本サービスの仕様変更を行う場合、当社は利用者に対して事前に通知を行います。

#### 第 18 条 責任の制限

当社の責めにより、利用者が当サービスを利用できなかったために、利用者に損害を与えたときは、本サービスを利用できなかったことを当社が知った時刻から起算して、連続48時間または1料金月に合計96時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り以下の損害の賠償を行うものとします。ただし、事前に当社から告知した場合や、当該時間未満の利用不能については、当社は損害賠償の責を負わないものとします。

##### 【RADIUS 認証機能】

当月の請求額における本機能分該当額を上限として、その日数に対応する本サービスの利用料金を、利用者への損害賠償とします。

##### 【IP接続ネットワーク】

賠償該当月前月における、当月提供地域分の月額料金を上限として、その日数に対応する本サービスの利用料金を、利用者への損害賠償とします。

2、当社は、第17条に該当した場合、及び次の号に該当する場合には、本サービスの全部または一部を一時中止することができるものとします。

(1)天災、戦争、テロ等、その他不可抗力による場合

(2)当社またはキャリアの電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合

(3)当社またはキャリアの事業用電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合にて次の項目を提示したもの

- ・工事対象拠点
- ・工事実施日及び時刻
- ・工事内容

・予定作業時間

3、前項の(2)、及び(3)にて予定工事時間を超えたサービスの中止時間については、第1項の適用対象とします。

4、当社の責任範囲外における障害の損害は、本条の適用外とします。

5、一般第一種通信事業者に起因する障害については、その時間数に関わらず当社はすべての損害を免れるものとします。

## 第19条 設備保全

本契約に基づく本サービスの提供が何らかの事由により中断した場合には、当社は速やかに正常な状態に復旧するための最善の努力を払います。

## 第20条 禁止事項

本サービスを利用するにあたり、以下の各号にあたる行為を禁止します。

(1)本サービスの運用の妨げになる行為

(2)当社および第三者の財産権、肖像権、プライバシーを侵害する書き込みや侵害しようとする行為

(3)他人の名誉を侵害するおそれのある書き込み

(4)当サービスを通じて入手または送信するデータ(映像、テキスト、画像、ソフトウェア等)について著作権、商標権の侵害にあたる行為

(5)児童ポルノ、わいせつ、その他社会通念を逸脱した行為を内容とするデータの送受信、サイトの表示

(6)フィッシング、なりすまし、不正アクセス、不正プログラムの作成、情報の不正入手

## 第21条 損害賠償等

利用者が本規約に違反したことにより、当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対し全額賠償するものとします。また利用者が第三者に与えた損害について、当社は一切責任を負いません。

## 第22条 合意管轄裁判所

本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年3月5日  
東京都港区赤坂 4-9-25  
新東洋赤坂ビル 5F  
株式会社トライワープ